

# 足踏式自動車の検査マニュアル

制 定 昭和51年10月22日

一部改正 昭和57年 4月 1日

製 品 安 全 協 会

## 安全性品質について

1. 構造、外観及び寸法の検査は、自動車を取扱説明書によって確実に組み立てた後、水平、平坦な床などに静置して行うものとする。

### 1.(3) 認定基準

「著しく突出していない」とは、被服などが容易にひっかからない形状のものをいう。

### 1.(4) 認定基準

「手及び足の触れる部分」には、幼児が乗って使用するほか乗らないで使用する状態のときも含む。

### 1.(4) 基準確認方法

組立て部、調節部、かしめ部、切断部分、折り曲げ部分などにおいて傷害を与える恐れのある部分には、容易に外れたり壊れたりしない構造のものでカバーされているか、又は面取りの加工などが施されていること。

### 1.(6) 基準確認方法

(イ) 20キログラムの力を加える方法は、巾約100ミリメートル、長さ約150ミリメートルの接地面を有する重錘又はこれと同等以上の方法により行うものとする。

(ロ) 車輪と車体との間隔の測定は、前、後、左、右のそれぞれについて行うものとし、サドル座面に力を加える位置は測定する側に寄せて加え、最短間隔を調べるものとする。

(ハ) サドルが前後に移動することができる構造のものは最短間隔が調べられる位置にサドルを移動させて行うこと、ただし、サドルは、保護者が幼児の体格に合わせて調整し、固定できる構造のものであり、幼児が容易に調整できない構造のものであること。

## 2. 基準確認方法

(イ) 「重錘」は、辺が各々約170ミリメートル、高さ約70ミリメートルの鉛製のものとする。

(ロ) 重錘をサドル座面に載せる位置は、重錘の中央線をサドル座面の前後の中央線に合わせ、かつ、サドル座面最後部とする。

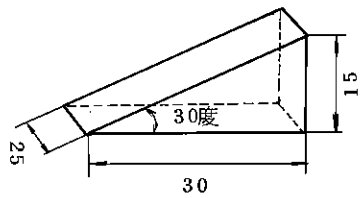
なお、サドルが前後に移動することができる構造のものは最後方に移動させて行うこと。

(ハ) 「平坦な板」の表面のあらさはベニヤ合板程度のあらさとし、40キログラムの荷重を載せたとき、著しいたわみがない構造のものであること。

(ニ) 静置は、後輪中心部と左右いずれか一方の前輪中心部とを結ぶ線が板の床に接する辺と平行にし、次に掲げる図1-1の木製の回転止めにより、図1-2のように前輪を回転しないよう止めるものとする。

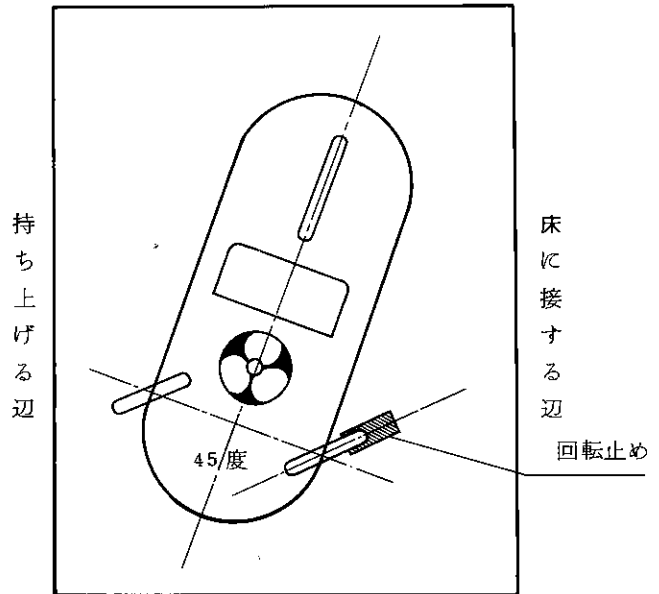
なお、回転止めを施しても車輪が回転するものは、前輪の場合はフレームにゴム輪などで止め、後輪の場合はペダルを固定すること。

図 1 - 1



単位 ミリメートル

図 1 - 2



(ホ) 転倒試験は、左右 2 方向について行うものとする。

### 3. 基準確認方法

- (イ) 「合板で作った 10 度の傾斜面」の表面のあらさはベニヤ合板程度のあらさとし、20 キログラムの荷重を載せたとき著しいたわみがない構造のものであること。
- (ロ) 自動車を自然滑降させる場合、自動車を傾斜面に置く位置は、傾斜面と床面との接する所から傾斜面の上方 1500 ミリメートルで傾斜面の滑降方向の中央線上の位置に、前輪左右の車軸方向を直角に合わせ、かつ、前輪の輪距の中央及び後輪の輪距の中央（三輪の自動車にあっては後輪の中央）を合わせ静かに手を離し滑降させるものとする。

### 4. 認定基準

組付け強度の検査で 4 の(1)及び(2)の「使用上支障のある変形等の異状」とは、ゆるみ、がた、著しい曲がり、傾きなどをいう。

#### 4.(1) 基準確認方法

150 キログラム・センチメートルのトルクを測定することができるトルク測定器によりハンドルアームの最も外側よりハンドルシャフトの接線方向に徐々にトルクを加えること。

#### 4.(2) 基準確認方法

- イ ペダルに力を加えるときは、力を加えない側のペダル及び駆動輪を自動車以外のものに接触しないよう浮かせておくこと。
- ロ ペダルに力を加えるときのペダルの位置は、ペダルの最大操作距離の 2 分の 1 の所とする。
- ハ 45 キログラムの力を加えることができるばねばかりなどの器具により行うものとする。

#### 4.(3) 基準確認方法

- イ 「各部品」とは、ホイール、ホイールキャップ、タイヤ、ハンドル、どろよけ、バンパー及び組立式サドルをいう。
- ロ 10キログラムの力を加えることができるばねばかりなどの器具により行うものとする。

#### 5. 認定基準

「使用上支障のある変形等の異状」とは、ゆるみ、がた、著しい曲がり、傾きなどをいう。

#### 5. 基準確認方法

10キログラムの力を同時に加えることができるばねばかりなどの器具により行うものとする。

#### 6. 認定基準

耐衝撃の検査で6の(1)、(2)及び(3)の「使用上支障のある変形等の異状」とは、ゆるみ、がた、著しい曲がり、傾きなどをいう。

ただし、(3)については、衝突させたときのバンパー部、車体などの衝撃吸収部分における著しい曲がり及び傾きは使用上支障のある変形とはみなさない。

#### 6.(1) 基準確認方法

自動車を水平、平たんなコンクリート床面に静置し、砂袋はサドル座面中央部に落下させるものとし、検査の途中で自動車各部に異状が生じた場合は検査を中止し不適合とする。

なお、サドルが前後に移動することができる構造のものは最後方に移動させて行うこと。

#### 6.(2) 基準確認方法

イ 重錘の形状は、巾約100ミリメートル、長さ約150ミリメートルの接地面を有するものとする。

ロ 重錘をサドル座面に載せる位置は、重錘の中央線をサドル座面の前後の中央線に合わせ、かつ、サドル座面最後部とする。

なお、サドルが前後に移動することができる構造のものは最後方に移動させて行うこと。

ハ 検査中に自動車が移動しないよう他端を固定すること。

#### 6.(3) 基準確認方法

イ 重錘の形状は、巾約100ミリメートル、長さ約150ミリメートルの接地面を有するものとする。

ロ 重錘をサドル座面に載せる位置は、重錘の中央線をサドル座面の前後の中央線に合わせ、かつ、サドル座面最後部とする。

なお、サドルが前後に移動することができる構造のものは最後方に移動させて行うこと。

ハ 「合板で作った10度の傾斜面」の表面のあらさはベニヤ合板程度のあらさとし、40キログラムの荷重を載せたとき著しいたわみがない構造のものであること。

ニ コンクリート製の平面壁は、床面に固定されており容易に破損、振動などの異状がない構造のものであること。

ホ 自然走行させるとき、自動車はハンドルを固定し、傾斜面に置く位置は傾斜面と床面との接する所から傾斜面の上方1000ミリメートルで傾斜面の走行方向の中央線上の位置に前輪左右の車軸方向を直角に合わせ、かつ、前輪の輪距の中央及び後輪の輪距の中央(三輪の自動車にあっては後輪の中

央)を合わせ静かに手を離し走行させるものとする。

## 7. 基準確認方法

「第4おもちゃ」の規定に従って行う部品、試験の区分及び取扱いは、次のとおりとする。

### (イ) 部品について

試験する部品は、車体、ハンドル及び座席とする。

### (ロ) 試験の区分について

- a 「Aおもちゃ又はその原材料の規格」により試験を行う合成樹脂製部品は塩化ビニル重合体を主体とするもの及びポリエチレンを主体とするものとし、また、合成樹脂製塗料で塗装した部品は塩化ビニル樹脂塗料で塗装したものとする。
- b 「Bおもちゃの製造基準」による試験は、着色材を使用した総ての材料について行うものとする。  
なお、試験は、次に示す色系統ごとに行うものとする。ただし、試験試料の大きさ巾10センチメートル、長さ20センチメートルの範囲で柄又は模様面(印刷面を含む。)が単色になる場合は単色ごととし、混色になる場合は混色で行うものとする。

赤色系統のもの

黄色系統のもの

青色系統のもの

白色系統のもの

その他のもの

- c 複合体で表と裏の構成の異なるもの(例えば、ビニルレザークロスのように表面がビニルシート、裏面が布製のもの)で片面のみが身体に接触すると認められるものは、その片面について試験を行うものとする。

### (ハ) 取扱いについて

申請者は、公的検査機関(国又は自治体の試験検査機関若しくは検査協会)の衛生試験に合格した旨の証明書(試験成績書)の写しを提出するものとする。

なお、証明書(試験成績書)には、用途(部品名)、材質及び色系統が明記されていること。

## 8. 基準確認方法

附属品で安全性を損うと考えられ特に検討を要するものについては、専門部会又は検査マニュアル委員会にて審議するため申請者又は検査協会は、製品安全協会に諮問することとする。

表示及び取扱説明書について

### 1. 認定基準

「容易に消えない」とは、手又は布でこすったとき、(1)及び(2)については消滅又ははく離しないこと、(3)については文字などが消滅しないことをいう。